



山形県公報

令和元年7月2日(火)
第17号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県県税規則等の一部を改正する規則……………(税 政 課) ……212
- 山形県県税証紙取扱手数料交付規則の一部を改正する規則……………(同) ……213

訓 令

- 山形県県税事務取扱規程等の一部を改正する訓令……………(同) ……214

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………(健康福祉企画課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……215
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(村山総合支庁建設総務課) ……217
- 同……………(同) ……218
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……219
- 同……………(同) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程……………220

監査委員関係

告 示

- 包括外部監査事務を補助する者……………225

企業局関係

規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………226

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁総務課) ……同

- 同 (庄内総合支庁総務課) …227
- 同 (同) … 同

規 則

山形県県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第13号

山形県県税規則等の一部を改正する規則

(山形県県税規則の一部改正)

第1条 山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び同条第5項」を「、同条第5項」に、「ものを」を「もの及び条例第139条の5の規定により地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第9条の16に規定する方法によつて徴収するものを」に、「に限る」を「及び条例第139条の5の規定により施行規則第9条の16に規定する方法によつて徴収するものに限る」に改める。

第6条第2項中「方法」を「方法若しくは施行規則第9条の16に規定する方法」に、「又は狩猟税」を「を徴収した後又は証紙徴収の方法によつて狩猟税」に改める。

第21条第1項中「徴収金(」を「徴収金(施行規則第9条の16に規定する方法によつて徴収する自動車税の環境性能割及び自動車税の種別割並びに)」に改める。

第24条の4第1項第1号中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第41条の5第1項第3号中「あつては、」を「あつては、特別法人事業税及び」に改める。

別記第33号の3様式中

地 方 法 人 特 別 税	を	特別法人事業税 又は 地方法人特別税	に改め、同様式の注書中「あつては、」
------------------	---	--------------------------	--------------------

を「あつては、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の」に改める。

別記第86号の2様式(表)中

法 人 事 業 税 地 方 法 人 特 別 税	を	法 人 事 業 税 特 別 法 人 事 業 税 地 方 法 人 特 別 税	に改める。
----------------------------	---	---	-------

別記第94号様式(表)中「・地方法人特別税」を「・特別法人事業税・地方法人特別税」に、

事 人 業 特 税 別 ・ 税 地 加 方 算 法 金	を	事 業 税 等 加 算 金	に、「規定(」を「規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第
---	---	---------------------------------	---------------------------------------

8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定

による廃止前の」に改める。

別記第97号の2様式中「・地方人特別税」を「・特別法人事業税・地方人特別税」に改め、同様式の注書及び別記第99号の2様式の注書第3項中「あつては、」を「あつては、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の」に改める。

(山形県県税規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 山形県県税規則の一部を改正する規則（平成28年6月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

山形県県税規則第4条の2第1項の改正規定中「第4条の2第1項中「」を「第4条の2第1項中「地方人特別税（）」に、「を」を「を「特別法人事業税（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）第1条に規定する特別法人事業税をいう。以下同じ。）及び地方人特別税（）」に改める。

(山形県県税規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 山形県県税規則等の一部を改正する規則（平成29年3月県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち山形県県税規則第19条の改正規定中「第19条中」を「第19条中「事業税（）」を「事業税（特別法人事業税及び）」に、」に改め、同規則別記第75号の2様式の改正規定中「改める」を「、「法人事業税（）」を「法人事業税（特別法人事業税及び）」に、「すべての県税（）」を「全ての県税（特別法人事業税及び）」に、

「県証紙ちよう付欄」を「県証紙貼付欄」に改める」に改める。

附 則

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中山形県県税規則（以下「県税規則」という。）第2条第2項、第6条第2項、第21条第1項及び第24条の4第1項第1号の改正規定 令和2年1月6日

2 第1条の規定による改正前の県税規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

山形県県税証紙取扱手数料交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第14号

山形県県税証紙取扱手数料交付規則の一部を改正する規則

山形県県税証紙取扱手数料交付規則（昭和43年9月県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「108,000円」を「110,000円」に改め、同条第2号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別紙様式中「1.08」を「1.10」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山形県県税証紙取扱手数料交付規則の規定は、令和2年1月1日以後に交付すべき県税証紙取扱手数料について適用し、同日前に交付すべき県税証紙取扱手数料については、なお従前の例による。

3 令和2年1月1日から同年4月30日までの間における第3条第1項及び別紙様式の適用については、同項の表

「4月1日から12月31日までの間に県に納付した金額について前条第2号の規定により計算した金額から、同号の規定により計算して7月及び10月に交付した金額を差し引いた金額」とあるのは

平成31年4月1日から令和元年12月31日までの間に県に納付した金額について山形県県税証紙取扱手数料交付規則の一部を改正する規則（令和元年7月県規則第14号。以下「改正規則」という。）による改正後の前条第2号の規定により計算した金額から、同号の規定により計算した場合に令和元年7月及び同年10月に交付することとなる金額を差し引いた金額

と、「前条の」とある

のは「改正規則による改正後の前条の」と、「7月、10月及び1月」とあるのは、「同条第2号の規定により計算した場合に令和元年7月及び同年10月に交付することとなる金額並びに令和2年1月」と、別紙様式中「受けた金額」とあるのは「受けた金額（令和元年7月及び同年10月に交付を受けた金額にあつては、山形県県税証紙取扱手数料交付規則の一部を改正する規則（令和元年7月県規則第14号）による改正後の第2条第2号の規定により計算した場合に交付を受けることとなる金額）」とする。

訓 令

山形県訓令第1号

総 務 部
総 合 支 庁

山形県県税事務取扱規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県県税事務取扱規程等の一部を改正する訓令

（山形県県税事務取扱規程の一部改正）

第1条 山形県県税事務取扱規程（昭和38年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「法人事業税（）」を「法人事業税（特別法人事業税及び）」に改める。

（山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第2条 山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令（平成28年6月県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

山形県県税事務取扱規程第19条の改正規定中「第19条中「」を「第19条中「地方法人特別税（）」に、「を「」を「特別法人事業税（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）に規定する特別法人事業税をいう。以下同じ。）及び地方法人特別税（）」に改める。

附 則

この訓令中第1条の規定は令和元年10月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第127号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) N-エチル-1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサン-1-アミン（通称名3-MeO-PCE）及びその塩類
- (2) 1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボキサミド（通称名CUMYL-4CN-B7AICA）及びその塩類

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和元年6月23日

山形県告示第128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人ふじの里 鶴岡市藤の花一丁目18番地1	短期入所生活介護サービスセンター ふじの花荘 鶴岡市藤の花一丁目18番地1	短 期 入 所	令和元. 6. 21

山形県告示第129号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
山形農業協同組合 代表理事組合長 岡崎 輝明
山形市旅籠町一丁目12-35
- (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
山形農業協同組合 代表理事組合長 板垣 平治郎 山形市旅籠町一丁目12-35	山形農業協同組合 代表理事組合長 岡崎 輝明 山形市旅籠町一丁目12-35	令和元年5月14日

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
さがえ西村山農業協同組合
代表理事組合長 安孫子 常哉
寒河江市中央工業団地75
- (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
さがえ西村山農業協同組合 代表理事組合長 柴田 清志 寒河江市中央工業団地75	さがえ西村山農業協同組合 代表理事組合長 安孫子 常哉 寒河江市中央工業団地75	令和元年5月15日

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
佐藤 知徳 東村山郡中山町大字長崎8043-92 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和元年6月19日
吉田 一男 西村山郡河北町大字吉田84 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

佐々木 和真 村山市大字河島乙113-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
土田 裕之 寒河江市字道生89 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
鈴木 啓司 西村山郡朝日町大字三中乙248-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
宮林 清 寒河江市新山町66-6 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
青木 悟 西村山郡河北町西里658 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
山崎 浩 寒河江市丸内二丁目3-10 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
佐藤 長弥 寒河江市南町一丁目2-46 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
半澤 弘典 西村山郡河北町西里2706 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
山田 博喜 西村山郡河北町谷地ひな市四丁目6-6 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
工藤 恭裕 寒河江市元町四丁目12-4 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大泉 敏志 寒河江市大字寒河江字古河江29-8 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
軽部 賢太 寒河江市字下河原110-10 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
結城 真人 西村山郡大江町大字小新630-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
清野 睦彦 寒河江市大字柴橋979-12 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
結城 勇次郎 寒河江市大字柴橋858-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左

菊地 俊 寒河江市新山町1-3 ベルソー A101 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
飯田 信之 西村山郡西川町大字睦合乙68 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
氏家 俊希 寒河江市大字高屋77 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
今田 竜乃助 西村山郡河北町田井193 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
矢作 慎吾 東根市鷺ノ森二丁目1-15 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
和田 孝太 西村山郡河北町西里1878 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
丹野 友樹 東村山郡中山町大字金沢271-5 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 俊樹 上山市高野258 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
	齋藤 勇介 西村山郡大江町大字本郷丁183-5 玄米、小麦、大豆、そば
	土田 晋也 寒河江市字道生173 玄米、小麦、大豆、そば
	芳賀 剛 寒河江市元町四丁目6-12 玄米、小麦、大豆、そば

山形県告示第130号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上山蔵王公園線
- 3 指定した道路の部分の区間 山形市蔵王温泉字湯尻954番2から
同 土合973番10まで（上り線に限る。）
山形市蔵王温泉字湯尻188番5から
同 土合708番1まで（下り線に限る。）
- 4 指定年月日 令和元年7月2日

山形県告示第131号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分の次のとおり指定した。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 蔵王公園線
- 3 指定した道路の部分の区間 山形市蔵王温泉字土合710番12から
同 705番47まで（上り線に限る。）
山形市蔵王温泉字土合708番1から
同 土合708番1まで（下り線に限る。）
- 4 指定年月日 令和元年7月2日

山形県告示第132号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 漆山（6）
- 2 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
南 陽 市		漆 山	新 山	1747番1	1号から5号まで
			屋 敷 浦	3781番	6号及び7号
			深 沢	3785番44	8号及び9号
			新 山	1753番1	10号
				1753番	11号
				1748番2	12号
				1748番3	13号
				1744番	14号

山形県告示第133号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課において縦覧に供する。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域の名称 関寺

2 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
西置賜郡	白鷹町	十王	関寺	3893番1	1号
			関寺山	5687番31	2号
				5687番38	3号
				5687番35	4号
			関寺山東	5688番4	5号
			小引入山	5692番3	6号
				5692番22	7号
			本宿上川原	4053番	8号
				4060番1	9号
				4065番	10号
			関寺山東	5688番5	11号

山形県告示第134号

次の開発行為は、完了した。

令和元年7月2日

山形県知事 吉村美栄子

1 許可番号

令和元年6月11日 指令村総建第161号

2 開発区域に含まれる地域の名称

上市市久保手字久保手4005番16の一部、4005番32の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上市市久保手3244番地 渡邊亮太、渡邊香織

山形県告示第135号

次の開発行為は、完了した。

令和元年7月2日

山形県知事 吉村美栄子

1 許可番号

令和元年5月29日 指令村総建第143号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東根市中央東一丁目7850番4、7853番6、7853番7、7853番2、7853番5、7857番、7861番1、7864番、7867番、7868番1、7869番1、7849番4、7868番2

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
 新庄市若葉町5番5号 株式会社柿崎工務所 代表取締役 柿崎 力治朗

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第14号

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年7月2日

山形県選挙管理委員会
 委員長 熊 谷 誠

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙事務取扱規程（昭和35年7月県選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。
 第25条第3項及び第4項中「第2項」を「第3項」に改める。

第25条の2第3項中	第22条	令第25条（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）	令第48条の3（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第25条	を削る。
	第23条第1項	法第38条（選挙立会人）第1項	法第41条の2（共通投票所）第5項の規定により読み替えて適用される法第38条第1項	

第45条第2項中「規定によるくじ」を「規定及び令第70条の4（選挙の期日前二日以後に分割開票区を設けた場合の開票立会人）第1項及び第2項の規定によるくじ」に改め、第3項中「第8項」を「第8項及び第9項」に改める。

別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式（投票管理者等の選任告示）

告示第 号

年 月 日執行の 選挙につき、各投票区（各共通投票所、各期日前投票所）の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

年 月 日
市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名

1 投票区の場合

投票区名	投票管理者			投票管理者の職務を代理すべき者		
	住所	氏名	職務を行うべき時間	住所	氏名	職務を行うべき時間

備考 2人以上の投票管理者又は2人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者が職務を行うべき時間も告示すること。

2 共通投票所の場合

投票区名	投票管理者			投票管理者の職務を代理すべき者		
	住所	氏名	職務を行うべき時間	住所	氏名	職務を行うべき時間

備考 2人以上の投票管理者又は2人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者が職務を行うべき時間も告示すること。

3 期日前投票所の場合

期 日 前 投 票 所 名	投 票 管 理 者			投 票 管 理 者 の 職 務 を 代 理 す べ き 者		
	住 所	氏 名	職 務 を 行 う べ き 年 月 日 及 び 時 間	住 所	氏 名	職 務 を 行 う べ き 年 月 日 及 び 時 間

備考 同一の日に2人以上の投票管理者又は2人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者が職務を行うべき時間も告示すること。

別記第27号様式の2を次のように改める。

第27号様式の2（指定投票区の指定等の告示）

(1) 指定投票区を指定し、及び指定関係投票区又は特例指定関係投票区を定めた場合

告示第 号

（ 年 月 日執行の 選挙につき、）次のように指定投票区を指定し、及び指定関係投票区（特例指定関係投票区）を定めた。

年 月 日

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名

指定投票区	指定関係投票区（特例指定関係投票区）

(2) 指定投票区の指定を取り消した場合

告示第 号

（ 年 月 日執行の 選挙につき、）次の指定投票区の指定を取り消した。
 年 月 日

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名

指定投票区	指定関係投票区（特例指定関係投票区）

(3) 指定関係投票区又は特例指定関係投票区を変更した場合

告示第 号

（ 年 月 日執行の 選挙につき、）次のように指定関係投票区（特例指定関係投票区）を変更した。

年 月 日

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名

指定投票区	指定関係投票区（特例指定関係投票区）	
	変 更 前	変 更 後

別記第27号様式の3を次のように改める。

第27号様式の3（指定投票区の指定等の報告）

(1) 指定投票区を指定し、及び指定関係投票区又は特例指定関係投票区を定めた場合

第 号
 年 月 日

山形県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

指定投票区の指定等について

（ 年 月 日執行の 選挙につき、）次のように指定投票区を指定し、及び指定関係投票区（特例指定関係投票区）を定めたので、公職選挙法施行令第26条第3項の規定により通知します。

指定投票区	指定関係投票区（特例指定関係投票区）

(2) 指定投票区の指定を取り消した場合

第 号
年 月 日

山形県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿
市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名 名 名 名
指定投票区の指定の取り消しについて

（ 年 月 日執行の 選挙につき、）次の指定投票区の指定を取り消したので、公職選挙法施行令第26条第3項の規定により通知します。

指定投票区	指定関係投票区（特例指定関係投票区）

(3) 指定関係投票区又は特例指定関係投票区を変更した場合

第 号
年 月 日

山形県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿
市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名 名 名 名
指定関係投票区（特例指定関係投票区）の変更について

（ 年 月 日執行の 選挙につき、）次のように指定関係投票区（特例指定関係投票区）を変更したので、公職選挙法施行令第26条第3項の規定により通知します。

指定投票区	指定関係投票区（特例指定関係投票区）	
	変 更 前	変 更 後

第34号様式の備考第1項中「指定関係投票区にかかる」を「指定関係投票区又は特例指定関係投票区（以下、この様式において「指定関係投票区等」という。）にかかる」に改め、「指定関係投票区の」を「指定関係投票区等の」に改める。

第43号様式の備考第5項中「指定関係投票区」を「指定関係投票区又は特例指定関係投票区」に改める。

第45号様式を次のように改める。

第45号様式（開票立会人のくじを行う場所及び日時のご案内）

(1) 法第62条（開票立会人）第6項の規定によるくじ
告示第 号

年 月 日執行の 選挙において、届出のあつた開票立会人となるべき者が10人を超えたとき（及び同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上となつたとき）のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

年 月 日

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名

1 場 所

2 日 時 年 月 日午前（後） 時

備考 衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の場合は、（ ）書の部分は記載しないこと。

(2) 令第70条の4（選挙の期日前二日以後に分割開票区を設けた場合の開票立会人）第1項及び第2項の規定によるくじ

告示第 号

年 月 日執行の 選挙において、公職選挙法施行令第70条の4第1項（第2項）の規定によるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

年 月 日

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名

1 場 所

2 日 時 年 月 日午前（後） 時

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の山形県公職選挙事務取扱規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、この規程の施行の前日にその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

監 査 委 員 関 係

告 示

山形県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年7月2日

山形県監査委員	小	野	幸	作
山形県監査委員	木	村	忠	三
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	加	藤		香

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
 吉沢 公人 山形市七日町五丁目13番23-101号 V E S T A七日町
 富樫 研輔 鶴岡市上山添字神明前158番地
 松田 卓也 東村山郡山辺町大字山辺1228番地4
 浅野 和宏 山形市東原町四丁目11番9号
 齋藤 翔太 山形市吉原一丁目10番8号
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
 令和元年7月2日から令和2年3月31日まで

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第1号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年7月2日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程(昭和29年2月県電気事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第5条の2の2第1項中「口蹄疫」を「口蹄疫、豚コレラ」に改め、同条第2項中「牛」を「牛又は豚」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第2号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年7月2日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「口蹄疫」を「口蹄疫、豚コレラ」に改め、同条第2項第2号中「牛」を「牛又は豚」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日

令和元年6月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人はながさ

(2) 代表者の氏名

鈴木 正司

(3) 主たる事務所の所在地

尾花沢市新町一丁目16番37号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障がい者で働くことを希望し、一般の雇用が困難な者が、能力と適性に応じた作業訓練を通し、社会参加及び自立を図るため、また日常活動支援の場として、心身障がい者の福祉向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

令和元年6月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人やすらぎの会

(2) 代表者の氏名

菅原 信喜

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市西新斎町21番8

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者が、地域で安心して暮らすことが出来るように、障害者自立支援法に基づく事業を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和元年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

令和元年6月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

認定NPO法人ひらた里山の会

(2) 代表者の氏名

佐藤 忠智

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市砂越字上川原459番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、中山間地の創造的再生に向けて、地域住民、行政、企業、地縁組織、法人などと協力し、住民の多様な提案を実現していくもので、中山間地の特性を活かした地域づくりを行い、住民の生活向上に貢献していくことを目的とする。

令和元年7月2日印刷 発行所 山形県庁
令和元年7月2日発行 発行人 山形県